

## 消費生活センターにおける高齢者等の消費者被害未然防止及び拡大防止のための主な取組

## 1 高齢者等の見守りネットワークの運営

広島市消費生活審議会消費者安全確保部会等の意見を基に令和2年度に作成した見守り活動者向けのマニュアル（見守り活動者向け高齢者や障害者等の消費者トラブル防止ハンドブック）を関係団体へ配布し、活用を働きかける。

関係団体の日頃の見守り活動において、消費者被害の未然防止の問題意識を持ち、消費生活相談につなげるよう連携したネットワークを運営する。

年度	ハンドブック配布数	部会開催回数
平成30		1回
平成31		1回
令和2	約4,900部	なし
令和3	約1,600部	2回
令和4	約500部	3回

## 2 高齢者用ステッカーの配布

高齢者の消費者被害の未然防止を図るため、消費生活センターの電話番号や「訪問販売・訪問購入お断り」を記載したステッカーを高齢者向け消費生活出前講座等を通じて、内容を説明しながら配布する。

年度	配布部数
平成30	約4,200部
平成31	約4,700部
令和2	約3,400部
令和3	約700部
令和4	約12,000部

## 3 高齢者等の消費者被害防止対策講座の開催

高齢者等の消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、高齢者等が地域において日常生活を営むために必要な支援を行う者に対する講座を実施する。

年度	実施回数	受講者数
平成30	17回	838人
平成31	10回	444人
令和2	9回	137人
令和3	8回	128人
令和4	11回	275人

#### 4 配食サービスを利用した高齢者への情報提供事業

食事の調理が困難なおおむね65歳以上の高齢者のみの世帯（またはこれに準ずる世帯）に属する人を対象に、昼食又は夕食を配達するとともに、安否を確認している広島市高齢者配食サービス事業者に、高齢者の消費者被害についてのチラシ等を提供し、食事と合わせてチラシを配布することで、地域の高齢者に注意を促す。

年度	発行回数	発行部数
平成30	6回	24,000部
平成31	12回	48,000部
令和2	12回	48,000部
令和3	12回	48,000部
令和4	12回	48,000部

#### 5 高齢者への消費生活相談周知事業

高齢者いきいきポイント手帳配布対象者に、高齢者いきいきポイント事業のポイント手帳とともに、消費生活センターを周知するためのチラシを郵送することにより、消費生活センターの認知度を向上させ、消費生活相談につなげる。

年度	対象者	発行回数	発行部数
平成30	70歳以上の市民	1回	200,000部
平成31	70歳以上の市民	1回	202,000部
令和2	65歳以上の市民	1回	261,200部
令和3	65歳以上の市民	1回	257,800部
令和4	65歳以上の市民	1回	271,300部

#### 6 高齢者サロンワーキング事業

高齢者が日常的に集う場（サロン等）を活用し、参加・対話型で悪質事業者への注意喚起など、消費者被害の未然防止・拡大防止に向けた取組を行う。

年度	実施時間数	※消費生活出前講座との按分による実績
平成30		40.5時間
平成31		58.5時間
令和2		39時間
令和3		15.5時間
令和4		29時間

## 7 消費生活サポーター養成講座の開講

消費者問題に関する専門知識や見守り活動のあり方を学ぶための講座を開講し、高齢者等を消費者被害から守るための見守り活動を担う人材の育成を図る。

年度	受講者数	登録者 合計数	備考
平成30	28人（うち26人登録）	92人	
平成31	25人（うち20人登録）	109人	
令和2	なし	108人	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施
令和3	18人（うち2人登録）	110人	オンライン開催
令和4	8人（うち5人登録）	115人	オンライン開催

## 8 消費生活協力団体育成のための見守り講座等

「消費者安全法」第11条の7に基づき、消費者協力団体を委嘱するとともに、消費者被害の未然防止・拡大防止に必要な知識を習熟してもらうため、消費生活協力団体に見守り講座を実施する。また、消費生活協力団体へ消費者被害に関する情報提供を行う。

年度	委嘱団体数	委嘱団体 合計数	備考
平成30	26団体	111団体	
平成31	20団体	131団体	
令和2	なし	131団体	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施
令和3	なし	131団体	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施
令和4	1団体	130団体	オンライン開催